

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電 話 (075) 441-3155

目 次

規 則	ページ
○児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備等の基準に関する条例施行規則等の一部を改正する規則 (こども・子育て総合支援室)	547
○京都府保健所長に権限を委任する規則の一部を改正する規則 (医療課)	548
○京都府森林水源地域の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (林業振興課)	〃
訓 令	
○現業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する訓令 (職員総務課)	〃
告 示	
○落札者の決定 (入札課)	549
○京都府森林整備地域活動支援交付金等交付要綱の一部を改正する告示 (林業振興課)	〃

○公共測量の実施 (用地課)	552
公 告	
○都市計画法に基づく工事完了 (山城北土木事務所)	〃
公 営 企 業	
○京都府公営企業に従事する企業職員の給与の額及び支給方法に関する規程の一部を改正する規程	〃
公 安 委 員 会	
○落札者の決定	553
○一般競争入札の取消し	〃
人 事 委 員 会	
○職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	〃

規 則

次に掲げる規則をここに公布する。

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備等の基準に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

京都府保健所長に権限を委任する規則の一部を改正する規則

京都府森林水源地域の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

令和 8 年 8 月18日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府規則第31号

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備等の基準に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備等の基準に関

する条例施行規則の一部改正)

第1条 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備等の基準に関する条例施行規則(平成24年京都府規則第51号)の一部を次のように改正する。

第13条に次の1項を加える。

2 前項の規定により置かなければならない保育士の数の算定については、同項の規定にかかわらず、当該保育所に勤務する特定理学療法士等(次に掲げる者のうち子育てに関する知識及び経験を有する者をいう。以下同じ。)を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たり、当該保育所の保育士(附則第5項、第11項及び第12項の規定により保育士とみなされる者を除く。)による支援を受けることができる体制が確保されている場合に限る。

(1) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士

(2) 条例第69条第10項に規定する心理担当職員

(3) 障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもの

附則第5項中「第13条」を「第13条第1項」に改め、

「、次に掲げる保育所にあつては」及び「この項において」を削り、「限って」を「限り」に改め、各号を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該保育所が次に掲げるものに該当するときは、当該看護師等についてそれぞれ次に掲げる要件を満たす場合に限る。

(1) 乳児の数が 4 人未満である保育所 子育てに関する知識及び経験を有し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たり、当該保育所の保育士（附則第 11 項又は第 12 項の規定により保育士とみなされる者を除く。）による支援を受けることができる体制が確保されていること。

(2) 特定理学療法士等が保育を行う保育所 当該看護師等が保育を行うに当たり、当該保育所の保育士（第 13 条第 2 項又は附則第 11 項若しくは第 12 項の規定により保育士とみなされる者及び同条第 2 項ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制が確保されていること。

附則第 10 項中「第 13 条ただし書」を「第 13 条第 1 項ただし書」に、「同条本文」を「同項本文」に改める。

附則第 11 項及び第 12 項中「第 13 条」を「第 13 条第 1 項」に改める。

附則第 13 項中「いい」の右に「、第 13 条第 2 項」を加え、「第 13 条」を「同条第 1 項」に改める。

附則に次の 1 項を加える。

14 附則第 10 項の規定を適用する場合における第 13 条第 2 項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「前項本文」とする。

（児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備等の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正）

第 2 条 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備等の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則（令和 6 年京都府規則第 39 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「保育所」を「満 3 歳以上満 4 歳に満たない幼児に対する保育所」に改め、「この規則による改正後の」を削り、「新規則」を「規則」に、「第 13 条」を「第 13 条第 1 項」に、「当分」を「令和 10 年 3 月 31 日まで」に、「20 人」と「25 人」とあるのは「30 人」を「20 人」に改める。

附則第 3 項中「当分の間、前項の」を「次の表の左欄に掲げる期間においては、それぞれ同表の右欄に掲げる」に、「新規則」を「規則」に、「第 13 条」を「第 13 条第 1 項」に、「第 13 項」を「第 14 項」に改め、同項に次の表を加える。

令和 10 年 3 月 31 日まで の間	前 2 項
令和 10 年 4 月 1 日 以 後、当分の間	前項

附則第 3 項を附則第 4 項とし、附則第 2 項の次に次

の 1 項を加える。

3 満 4 歳以上の幼児に対する保育所の保育士の数についての規則第 13 条第 1 項の規定の適用については、当分の間、「25 人」とあるのは、「30 人」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

京都府規則第 32 号

京都府保健所長に権限を委任する規則の一部を改正する規則

京都府保健所長に権限を委任する規則（昭和 55 年京都府規則第 21 号）の一部を次のように改正する。

別表の 2 の表歯科技工士法（昭和 30 年法律第 168 号）の項の次に次のように加える。

歯科技工士法施行規則（昭和 30 年厚生省令第 23 号）	第 13 条第 3 項の規定により歯科技工所番号を通知すること。
-------------------------------	----------------------------------

附 則

この規則は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

京都府規則第 33 号

京都府森林水源地域の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都府森林水源地域の保全等に関する条例施行規則（平成 30 年京都府規則第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 4 項第 8 号中「又は企業担保権」を「、企業担保権の実行又は企業価値担保権」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

京都府訓令第 8 号

本 庁
地方機関

現業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正す

る訓令を次のように定める。

令和 8 年 8 月 18 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

現業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する訓令

現業職員の特殊勤務手当に関する規程（昭和33年京都府訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第21条の3第2項第1号中「1,080円」を「1,440円」に改め、同号ア中「540円」を「720円」に改め、同号イ中「1,080円」を「1,440円」に改め、同項第2号中「840円」を「1,120円」に改め、同号ア中「420円」を「560円」に改め、同号イ中「840円」を「1,120円」に改める。

附 則

この訓令は、令和 8 年 8 月 18 日から施行し、この訓令による改正後の現業職員の特殊勤務手当に関する規程の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

告 示

京都府告示第416号

落札者を次のとおり決定した。

令和 8 年 8 月 18 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 購入物品の名称及び数量
複合機能型災害対応車両 1 台
- 2 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
京都府総務部入札課
京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町
- 3 落札決定日
令和 8 年 7 月 29 日
- 4 落札者の名称及び所在地
大槻ポンプ工業株式会社
綾部市本町 7 丁目 67 番地の 2
- 5 落札金額
68,310,000 円
- 6 契約の方法
一般競争入札
- 7 入札公告日
令和 8 年 6 月 16 日

京都府告示第417号

京都府森林整備地域活動支援交付金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 8 月 18 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府森林整備地域活動支援交付金等交付要綱の一部を改正する告示

京都府森林整備地域活動支援交付金等交付要綱（平成14年京都府告示第496号）の一部を次のように改正する。

別表森林整備地域活動支援交付金事業の項中「Ⅰの2の1の(2)の①から③まで」を「2の1の(2)の①から③まで」に、「7,000円」を「8,000円」に、「19,000円」を「28,000円」に、「6,000円」を「9,000円」に、「15,000円」を「22,000円」に、「6,500円」を「8,000円」に、「ア 森林境界」を「ア 地上法（地上測量による方式をいう。以下同じ。）により森林境界」に、「又はウによるもの」を「の測量」に、「33,750円」を「46,500円」に、「知事」を「地上法のうち、知事」に、「森林境界の測量（ウによるものを除き、」を「測量法（昭和24年法律第188号）第33条第1項に掲げる作業規程に基づく測量（」に、「を行った森林 38,750円」を「により森林境界の測量を行った森林 55,500円」に、「リモートセンシングデータを活用して」を「航測法（リモートセンシングデータ（測量法第33条第1項に掲げる作業規程に基づき測量されたものに限る。）を活用した測量をいう。）により」に、「42,500円」を「58,500円」に、「行った積算基礎森林の面積1ヘクタールにつき30,000円」を「行った積算基礎森林の面積1ヘクタールにつき4万2,000円」に、「3,750円」を「4,500円」に、「30,000円を乗じて得た額以内」を「3万9,000円を乗じて得た額以内」に改め、同表推進事務の項中「Ⅰの2の1の(2)の④」を「2の1の(2)の④」に改め、同表中

重要な変更		重要な変更	
経費の配 分の変更	事業の内 容の変更	重要な変更	
経費の内 容の欄に 掲げる 1 から 4 ま での経費 の相互間 における 30パーセ ントを超 える増減	(1) 経費 の内容 の欄に 掲げる 1 から 4 まで の経費 区分の 追加及 び廃止 (2) 交付 金の額 の増加 及び30 パーセ ントを 超える 減少	(1) 経費の内容の欄に 掲げる 1 から 4 まで の経費区分の追加及 び廃止 (2) 交付金の額の増加 及び30パーセントを 超える減少	
	を、		に改め、同表の備考中「3万円」を「4万2,000円」に改める。

551

附 則

この告示は、令和 8 年 8 月 18 日から施行し、この告示による改正後の京都府森林整備地域活動支援交付金等交付要綱の規定は、令和 8 年度分の交付金から適用する。



京都府告示第418号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり公共測量を実施する旨測量計画機関の長である国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所長から通知があった。

令和 8 年 8 月 18 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 測量の地域
木津川市加茂町河原地先
- 2 測量の期間
令和 8 年 7 月 17 日から令和 9 年 2 月 26 日まで
- 3 測量の種類
公共測量（用地測量）

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和 8 年 8 月 18 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 (1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
城陽市久世荒内300、359の1
（関連区域）
城陽市久世荒内357の一部、362の一部
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び名称
大阪市西区阿波座一丁目5の16
ロイヤルホームセンター株式会社
- 2 (1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
京田辺市田辺南田18の5、18の29、18の30
（関連区域）
京田辺市田辺南田18の23の一部
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び名称
大阪市淀川区宮原一丁目6の1
セキスイハイム近畿株式会社

公 営 企 業

京都府公営企業に従事する企業職員の給与の額及び支給方法に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 8 年 8 月 18 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府公営企業管理規程第2号

京都府公営企業に従事する企業職員の給与の額及び支給方法に関する規程の一部を改正する規程

京都府公営企業に従事する企業職員の給与の額及び支給方法に関する規程（昭和39年京都府公営企業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第8号中「異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う」及び「で心身に著しい負担を与えるもの」を削り、同条第2項を次のように改める。

2 前項に規定する手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号の作業 作業1日につき 260円
- (2) 前項第2号の作業 作業1日につき 320円
- (3) 前項第3号の作業 作業1日につき 260円
- (4) 前項第4号の作業 作業1日につき 260円
- (5) 前項第5号の作業 作業1日につき 290円
- (6) 前項第6号の作業 作業1日につき 260円
- (7) 前項第7号の作業 作業1日につき 380円
- (8) 前項第8号の作業 作業1日につき 職員の特殊勤務手当に関する規則第12条第2項第24号に定める額
- (9) 前項第9号の作業 作業1日につき 職員の特殊勤務手当に関する規則第12条第2項第2号に定める額
- (10) 前項第10号の作業 作業1日につき 560円
- (11) 前項第11号の作業 作業1日につき 260円

附 則

この規程は、令和 8 年 8 月 18 日から施行し、この規程

による改正後の京都府公営企業に従事する企業職員の給与の額及び支給方法に関する規程（以下「新規程」という。）の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。ただし、新規程第 4 条第 2 項第 9 号の規定は、令和 7 年 12 月 23 日から適用する。

公 安 委 員 会

京都府警察本部告示第 80 号

落札者を次のとおり決定した。

令和 8 年 8 月 18 日

京都府警察本部長 吉 越 清 人

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
 - (1) 空調型インナーベスト 1,500着
 - (2) 空調型インナーベスト付属品 1,500セット
- 2 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
京都府警察本部総務部会計課
京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地 3
- 3 落札者を決定した日
令和 8 年 6 月 10 日
- 4 落札者の名称及び所在地
株式会社三友繊維京都営業所
京都市中京区織物屋町 212 黒門ビル 3 階
- 5 落札金額
45,375,000円
- 6 契約の方法
一般競争入札
- 7 入札公告日
令和 8 年 4 月 28 日



令和 8 年 7 月 7 日付け京都府公報第 729 号で公告した「交番・駐在所用施設管理カメラシステムの賃貸借」の一般競争入札を取り消した。

令和 8 年 8 月 18 日

京都府警察本部長 吉 越 清 人

人 事 委 員 会

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 8 月 18 日

京都府人事委員会

委員長 辻 幸 子

京都府人事委員会規則 106—859

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する規則（京都府人事委員会規則 6—3）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 1 項第 24 号中「第 7 条の 4」を「第 7 条の 3」に改め、同条第 2 項第 24 号ア中「1,080 円」を「1,440 円」に改め、同号ア(ア)中「540 円」を「720 円」に改め、同号ア(イ)中「1,080 円」を「1,440 円」に改め、同号イ中「840 円」を「1,120 円」に改め、同号イ(ア)中「420 円」を「560 円」に改め、同号イ(イ)中「840 円」を「1,120 円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の特殊勤務手当に関する規則の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。